

農耕作業用トレーラ等をお持ちの方へ

令和元年 12 月 25 日付国土交通省告示第 946 号により、けん引式農作業機が「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に指定され、構造要件や保安基準などの一定要件を満たす場合に限り公道走行が可能になりました。

これにより、農耕作業用トレーラのうち、小型特殊自動車に該当する車両は **けん引するトラクターとは別に軽自動車税(種別割)の課税対象車となります。** 該当車両をお持ちの方は、**トラクターとは別にナンバープレートの交付をお受けください。**

農耕作業用トレーラの例

マニュアルスプレッダ、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベアラ、トレーラ、バキュームカーなど **農耕用トラクタにのみけん引され**、肥料・薬剤散布、耕うん、収穫などの農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うための被けん引自動車

けん引車の種別 〈農耕トラクター〉	けん引時の 最高速度	被けん引車の 分類	課税区分
小型特殊自動車	時速 35Km 未満	小型特殊自動車	軽自動車税
大型特殊自動車 ※けん引時速度制限 有			
大型特殊自動車	時速 35Km 以上	大型特殊自動車	固定資産税 (償却資産)

ナンバープレートの
取得が必要になった
車両はこちらです

ナンバープレートの交付手続きに必要なもの

- 車名(メーカー)・車体番号(シリアル番号)が分かるもの
 - 印鑑
- ※「車名・車体番号が分かるもの」に関しては、車体に刻印またはシール付けされている番号の写真、購入時の書類などをお持ちください。

